

議案第 101 号

伊賀市立上野総合市民病院訪問看護事業の設置に関する条例の制定について

伊賀市立上野総合市民病院訪問看護事業の設置に関する条例を次のとおり制定しようとする。

平成 25 年 9 月 2 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市立上野総合市民病院訪問看護事業の設置に関する条例

(設置)

第 1 条 在宅の要介護者及び要支援者に対し、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)第 78 条に規定する老人訪問看護及び健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 88 条に規定する訪問看護並びに介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 41 条及び第 115 条の 2 に規定する居宅サービス等を行うため、伊賀市立上野総合市民病院訪問看護ステーション(以下「事業所」という。)を設置する。

(事業所の名称及び位置)

第 2 条 事業所の名称及び位置は、次に掲げるとおりとする。

名称 伊賀市立上野総合市民病院訪問看護ステーション

位置 伊賀市四十九町 831 番地

(設置者、管理者等)

第 3 条 事業所の設置者(以下「設置者」という。)は、伊賀市長とし、事業所には、管理者、看護職員及びその他の職員を必要に応じて配置する。

(管理者の職務)

第 4 条 管理者は、事業の状況を適正に把握するため、常に訪問看護サービス等に関する事項を職員に記録させ、かつ、会計経理、設備、備品、職員の職務内容等を管理し、併せてこれらに関する諸記録を行わなければならない。

2 管理者は、前項による事業の状況を必要に応じて、設置者に報告しなければならない。

(守秘義務)

第5条 職員は、事業所の訪問看護サービスを受けた者（以下「利用者」という。）及び当該利用者の家族等の職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(会計事務)

第6条 予算から決算までに係る会計事務は、伊賀市立上野総合市民病院に属し、伊賀市会計規則（平成16年伊賀市規則第74号）に基づき取り扱うものとする。

(利用料の徴収)

第7条 設置者は、訪問看護サービスの次に掲げる利用料を利用者から徴収することができる。

(1) 介護保険法、健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に規定する保険給付対象分の自己負担額

(2) 前号に掲げる法律に規定する保険給付対象外の負担額

(利用料の減免)

第8条 設置者は、特に必要があると認めるときは、前条に規定する利用料を減免することができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、設置者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。